

令和4年3月25日

## 第159回 遠野市農業委員会総会議事録

第159回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年3月14日、18日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第3号、4号  
会議年月日 令和4年3月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、  
5番 菊池秀樹、7番 綱木秀治、9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、  
11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、  
15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、18番 奥友康悦、  
19番 千葉勝義  
欠席委員 6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦  
事務局次長兼  
農業振興係長 菊池今英  
農地係長 多田由香子

本日の案件 第159回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に  
ついて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ  
る届出について  
報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について  
報告第5号 農地専門委員会に付議した事項について  
議案第70号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に  
対する可否決定について  
議案第71号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す  
る可否決定について  
議案第72号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第73号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について  
議案第74号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第75号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第76号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について  
議案第77号 農地等の権利を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設  
定について  
議案第78号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対

する意見決定について

議案第79号 令和4年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について

議案第80号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部改正  
について

協議第1号 遊休農地解消活動について

開 会 時 刻 午後1時30分

|      |   |   |
|------|---|---|
| 議    | 長 | <p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を5番、菊池秀樹委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>   |
| 議    | 長 | <p><b>【会議成立宣言】</b><br/> 本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第159回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、6番、古屋敷徳夫委員、8番、菊池久康委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>  |
| 議    | 長 | <p><b>【会長報告】</b><br/> 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。<br/> 2月22日から3月11日まで、令和4年3月遠野市議会定例会。参加したのが2月22日の開会。2月28日の本会議、これは一般質問で質問者5名。3月1日、本会議、一般質問で質問者5名。3月2日、本会議、一般質問で質問者3名。3月4日の本会議、これは補正予算等でございます。3月11日の本会議、これは閉会となります。<br/> 以上でございます。</p>   |
| 議    | 長 | <p><b>【事務事業経過報告】</b><br/> 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>   |
| 事務局長 |   | <p>事業経過報告書に基づいて報告いたします。<br/> 3月2日、令和3年度第7回遠野市農業委員会だより編集委員会会議を開催しました。<br/> 3月10日、農地法等申請締切日でした。同日、アグリガイド収録しております。同日、令和3年度第4回地域農業マスタープラン実践塾に青笹地区班が出席しております。同日、地域で支え合うむらづくり農村RMO推進シンポジウム、ウェブですけれども、会長職務代理者が参加してございます。<br/> 3月15日、農地転用等現地確認調査。<br/> 3月16日、アグリガイド放送日。<br/> 3月17日、農業委員会だよりNo. 33が発行されております。同日、令和3年度第3回農政専門委員会を開催しております。<br/> 3月18日、令和3年度第3回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を開催しております。同日、令和3年度第4回農地専門委員会を開催しております。<br/> 3月23日、令和3年度第12回運営委員会を開催しております。同日、農地あっせん委員会を開催しております。<br/> 本日、第159回遠野市農業委員会総会。この後、令和3年度第6回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催いたします。<br/> 3月26日以降の主な行事予定です。<br/> 4月1日、定期人事異動に伴う辞令交付式。<br/> 4月8日、農地法等申請締切日です。<br/> 4月14日、農地転用等現地確認調査を予定しております。予備日は15日です。<br/> 4月21日、令和4年度第1回運営委員会。<br/> 4月25日、第160回遠野市農業委員会総会。同日、令和4年度第1回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。<br/> なお、期日は決まっておりませんが、4月上旬に令和4年度第1回農地専門委員会開催予定です。<br/> 以上です。</p> |
| 議    | 長 | <p><b>【報告事項】</b><br/> 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>事務局長</p>  | <p>1 ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分<br/>の報告について。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則<br/>第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するもので<br/>す。件数は1件です。<br/>内容は、備考欄記載のとおり、権利者死亡により配偶者が相続したものです。今後<br/>については一部貸付、一部自己耕作、残りは山林化しており、来年度パトロールで非<br/>農地判断が必要と思われます。<br/>以上で報告を終わります。</p>  |
| <p>議長</p>    | <p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。<br/><br/>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| <p>議長</p>    | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。<br/>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を<br/>説明いたします。</p>  |
| <p>事務局長</p>  | <p>2 ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地<br/>法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を<br/>合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は3<br/>件です。<br/>番号1番、経営規模縮小により解約するものです。なお、議案第72号で改めて農地<br/>利用集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。<br/>番号2番、経営規模縮小により解約するものです。<br/>番号3番、自己都合により解約するものです。なお、議案第72号で改めて農地利用<br/>集積計画の申請が提出されておりますので、この後審議していただきます。<br/>以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p>    | <p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。<br/><br/>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| <p>議長</p>    | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。<br/>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出に<br/>ついて、事務局にその内容を説明いたします。</p>  |
| <p>事務局長</p>  | <p>3 ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5<br/>条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規<br/>定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するも<br/>の。件数は2件です。<br/>番号1番、畜産経営を行うため畜舎を建設したものです。<br/>番号2番、既存の水路は曲線で流れが悪いため、流れを良くするためU字溝を設置<br/>するものです。<br/>以上で報告を終わります。</p>   |
| <p>議長</p>    | <p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>  |
| <p>15番委員</p> | <p>15番、多田です。確認ですけれども、番号1番に畜舎とありますが、これは簡易的<br/>なハウスみたいな畜舎なのか、それとも本当にガチッとしたものなのか。</p>  |
| <p>事務局長</p>  | <p>簡易的なビニールハウスのような畜舎になっています。</p>   |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| 議     | 長 | よろしいですか。   |
| 15番委員 |   | はい。  |
| 議     | 長 | その他、質問等ございませんか。<br>[「なし」と呼ぶ者あり]  |
| 議     | 長 | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。<br>報告第4号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。「令和4年度の事業計画(案)等」について、令和4年3月17日に開催した令和3年度第3回農政専門委員会で協議した結果について、農政専門委員長に代わって会議を進めた奥友康悦会長職務代理者から報告を受けましたので、私の方から総会への報告をいたします。<br>令和4年度の事業計画(案)は、全国の農業委員会が令和4年度から新たに組み、令和7年を目途とする、10年後における地域の農地の集積・集約を見据えた「目標地図」の策定に向けた素案の作成を進めていくことを基本方針に加え、昨年度に引き続き各地区での話し合いを継続して取り組んでいくこと等を方針として取りまとめたとのことでした。事業計画(案)については、本日議案第79号として上程し、ご審議をいただくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。<br>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦労様でした。  |
| 議     | 長 | 報告第5号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。「遠野農業振興地域整備計画変更案に係る事前検討について」及び「遊休農地解消活動について」、令和4年3月18日に開催した令和3年度第3回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘委員長から報告をうけましたので、私の方から総会への報告をいたします。<br>遠野市長から意見聴取の通知があった「遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見」については、農用地区域からの除外1件について現地確認をした上で協議を行った結果、「異議なし」と判断したとのことでした。これについては、議案第76号として上程いたします。<br>また、「令和4年度の遊休農地解消活動」については、1点目、エゴマ栽培は遊休農地解消のPR活動として今までどおり行うこと。2点目、新たな展開として、3月総会で委員に菜の花とひまわりの種の提供を呼びかけ、4月に遠野テレビ等で周知しながら、希望の地区や市民に配布すること。3点目、令和4年度は各地区で取り組んだ遊休農地解消活動へ、エゴマ会計から一定額を助成すること。以上により令和4年度の活動を進めていきたいとのことでした。これについては、本総会で協議いただいた上で総会後の検討会において全体で共有することといたしたいので、よろしくお願いいたします。<br>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農地専門委員会の皆様ご苦労様でした。 |
| 議     | 長 | 次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。  |
| 議     | 長 | 【日程第1】<br>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。<br>[「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議     | 長 | ご異議なしと認め、議事録署名人に7番、綱木秀治委員、9番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。   |



|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | ●●●地区担当推進委員、お願いします。  |
| 推 進 委 員 | ●●●の多田仁です。15日に現地確認しましたが、借受人が75歳で認定農業者卒業ということもありまして確認しておりますが、現地はワサビ田でございます。特に問題はありません。引き続きワサビを作るということです。以上です。   |
| 議 長     | ●●地区担当推進委員、お願いします。   |
| 推 進 委 員 | ●●地区推進委員の菊池です。3月15日午前中に農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認を行いました。場所は■■■■地区で■■■■から■■方面に1kmくらい行った農地です。借受人は今までも申請農地を耕作しており、農機具も揃っていますので、何ら問題ないと思います。以上です。  |
| 議 長     | ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  |
|         | [「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第70号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。   |
|         | [「異議なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり「可」と決しました。   |
| 議 長     | 【日程第3】<br>日程第3、議案第71号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。  |
| 農 地 係 長 | 8ページです。議案第71号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。<br>番号1番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は規模拡大のため譲り受けるものです。<br>番号2番、譲受人は規模拡大のため要請し譲り受けるものです。<br>番号3番、譲渡人は父の死亡により農地を相続しましたが、県外に居住し耕作できないことから、贈与で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。<br>番号4番、譲渡人は負債整理のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。<br>以上4件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。 |
| 議 長     | ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。  |
| 推 進 委 員 | ●●の昆です。15日に事務局3名、農業委員1名、推進委員1名、計5名で現地確認を行いました。<br>番号1番、場所は、■■■の近くで牛を放牧している所でございます。親戚同士でのやり取りのようです。<br>番号2番、■地区で、譲り受ける田が譲受人の宅地のすぐ脇ということで、そういう要請で話が決まったということです。  |



|       |  |
|-------|--|
| 議長    | どちらも問題ないと思います。   |
| 推進委員  | ●●地区担当推進委員、お願いします。   |
| 推進委員  | 3番について説明します。15日午後1時30分より、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名、計8名で現地確認をさせていただきます。場所は■■■■■、■■■になります。■■■■■にかかる■■■■■手前を右折し川沿いに約150m。何ら問題ないと思います。事務局の説明どおりです。   |
| 議長    | ●●地区担当推進委員、お願いします。   |
| 推進委員  | 推進委員の菊池です。3月15日、事務局3名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認を行いました。9筆について確認いたしました。譲受人は畑を耕作していて、継続して耕作していけることから問題ないことをご報告いたします。   |
| 議長    | ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  |
| 議長    | [「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議長    | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第71号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。   |
| 議長    | [「異議なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議長    | ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり「可」と決しました。   |
| 議長    | 【日程第4】   |
| 議長    | 日程第4、議案第72号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。  |
| 事務局次長 | 9ページから15ページです。議案第72号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は43件で、利用権設定の新規が27件、更新が16件となっています。  |
| 事務局次長 | 番号1番から3番まで、更新です。<br>番号4番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。<br>番号5番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。<br>番号6番から9番まで、更新です。<br>番号10番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br>番号11番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br>番号12番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br>番号13番、更新です。<br>番号14番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br>番号15番、更新です。<br>番号16番、新規で、契約期間6年の賃貸借権設定です。<br>番号17番、新規で、契約期間7年2ヶ月の賃貸借権設定です。<br>番号18番、19番、更新です。<br>番号20番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。<br>番号21番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br>番号22番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br>番号23番、新規で、契約期間7年の賃貸借権設定です。<br>番号24番、25番、更新です。 |

|      |   |   |
|------|---|---|
|      |   | <p>番号26番、新規で、契約期間7年の使用貸借権設定です。<br/> 番号27番、更新です。<br/> 番号28番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br/> 番号29番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br/> 番号30番、新規で、契約期間9年11カ月の使用貸借権設定です。<br/> 番号31番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br/> 番号32番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br/> 番号33番、更新です。<br/> 番号34番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br/> 番号35番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。<br/> 番号36番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。<br/> 番号37番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br/> 番号38番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br/> 番号39番、新規で、契約期間4年の使用貸借権設定です。<br/> 番号40番、新規で、契約期間4年の使用貸借権設定です。<br/> 番号41番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。<br/> 番号42番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。<br/> 番号43番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p> |
| 議    | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議    | 長 | <p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号25番及び28番から30番について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議    | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議    | 長 | <p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号43番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>   |
| 議    | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議    | 長 | <p>会議を再開いたします。番号25番、28番から30番及び43番の5件を除く38件について質疑ございませんか。</p>  |
| 3番委員 |   | <p>3番、多田です。自分の担当する管轄のことで大変恐縮ではございますけれども、41番の案件についてですが、利用権の設定を受ける方が今回80aくらい借りるということですが、別の案件で、体が弱くなっていて返したいということで返された方が私に借り手を探してくれないかと来たのですが、ということは、返すような人がなぜ借</p>  |

|         |   |   |
|---------|---|---|
|         |   | <p>りるのか、ちょっと不思議に思ったのですけれども。</p>   |
| 議       | 長 | <p>それは最近ですか。<br/>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議       | 長 | <p>会議を再開いたします。</p>  |
| 事務局次長   |   | <p>お答えします。本件は新規となっておりますけれども、所有者がお亡くなりになって変更になったことで新規扱いにしておりますけれども、前の契約の更新案件です、実質的には。</p>  |
| 3 番 委 員 |   | <p>別の人なのですけれども。●●●●さんという方が返されたということで私に相談しに来まして。●●さんは田んぼを70 a、大体80 a 近くなのですけれども。</p>   |
| 議       | 長 | <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議       | 長 | <p>会議を再開いたします。<br/>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>   |
| 議       | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。<br/>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>  |
| 議       | 長 | <p>会議を再開いたします。<br/>お諮りいたします。議案第72号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>   |
| 議       | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり「可」と決しました。<br/>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>  |
| 議       | 長 | <p>会議を再開いたします。</p>  |
| 議       | 長 | <p><b>【日程第5】</b><br/>日程第5、議案第73号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>  |
| 事務局次長   |   | <p>16ページです。議案第73号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてです。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について、意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が1件です。議案書右側に記載の、現に権利の設定をうけている者から、左側の権利の設定を受ける者へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の受け手が変更になるものです。期間については、当初契約期間</p> |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | <p>10年間の残りの期間となっています。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>  |
| 議   | 長 | <p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議   | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>   |
| 議   | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり「可」と決しました。</p>   |
| 議   | 長 | <p><b>【日程第6】</b></p> <p>日程第6、議案第74号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>   |
| 農地係 | 長 | <p>17ページです。議案第74号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は、平成30年9月20日に、東北横断自動車道釜石秋田線等の工事に係る重機置場として3年間の一時転用許可を受けましたが、事業の完了により沿岸部の工事現場で使用していた重機等の置場が不足しているため、新たに重機置場を整備する期間として令和5年3月31日まで期間を延長するものであります。なお、許可期間を過ぎてから事業計画変更申請が出されたことについて、申請人は顛末書を提出し深く反省しており、今後はこのような事態をまねくことがなきよう農地法を遵守する旨申出がありまして、その旨確認しておるところであります。</p> <p>以上1件につきましてご審議よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議   | 長 | <p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議   | 長 | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>   |
| 議   | 長 | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり「可」と決しました。</p>   |
| 議   | 長 | <p><b>【日程第7】</b></p> <p>日程第7、議案第75号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>   |
| 農地係 | 長 | <p>18ページです。議案第75号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人の亡父が平成4年頃に杉を植林し、現在にいたってしまったものです。今回、農地を売買するため土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。当時、亡父が農地法の手続きが必要なことを確認していなかったと思われるものです。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。   |
| 推 進 委 員 | 推進委員の松田です。3月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地確認を行いました。場所は■■■■■、事務局が説明したとおり山林であることを確認いたしました。以上です。  |
| 議 長     | はい、ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。<br><br>[「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第75号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。<br><br>[「異議なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり「可」と決しました。   |
| 議 長     | 【日程第8】<br>日程第8、議案第76号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。   |
| 農 地 係 長 | 議案第76号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、遠野市長から意見聴取がありましたので、農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について、意見の決定を求めるものです。農用地利用計画の変更内容は、農用地区域からの除外1件であります。事業計画地の選定にあたっては、事業面積を必要最小限に、かつ、周辺農地への集団化・効率化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地への事業を計画しているものです。<br>それでは説明します。議案第76号の別添資料をご覧ください。右上に議案第76号添付資料と書いた資料をお開きください。ここの1-1ページをご覧ください。事業計画者は現在、妻の実家で義父母、妻、子供の6人で同居していますが、現在の住居では手狭で日常生活に支障をきたしていますが、建て替えが難しく、また、親に子供の面倒を見てもらうことなどの協力も必要なことから、新たな場所に自己住宅を新築しようとするものです。除外面積は610㎡です。事業計画の内容といたしましては、住宅56㎡、駐車場88㎡、家庭菜園108㎡、法面148㎡、通路、浄化槽、残地スペースあわせて210.48㎡となっております。農用地区域からの除外に関する検討表は1-2ページです。位置選定につきましては1-6に記載しているとおりであります。位置検討にあたりAからDの4か所を検討した結果、Aは農用地であり実家の隣接地であります。現在耕作を行っており今後も利用する予定であること。B及びCは農用地であり山林に接し住宅建築地に適さない場所であること。Dは農用地であります。義父の所有地で同意が得られたことから、今回、適地として選定したものであります。<br>以上1件につきまして、令和4年3月18日に農地専門委員会で現地を確認し、その後、農地専門委員会で農用地区域からの除外については「異議なし」と意見をいただいております。ご審議よろしくお願いたします。 |
| 議 長     | 説明が終了しましたので質疑に入ります。質問ございませんか。<br><br>[「なし」と呼ぶ者あり]  |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第76号は原案のと   |

|         |   |
|---------|---|
|         | おり「可」とすることにご異議ございませんか。  |
|         | [「異議なし」と呼ぶ者あり]  |
| 議 長     | ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり「可」と決しました。  |
| 議 長     | 【日程第9】<br>日程第9、議案第77号、「農地等の取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。  |
| 農 地 係 長 | 20ページです。議案第77号、農地の権利取得に必要な下限面積（別段の面積）の設定についてです。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、別段の面積及び設定する区域を下記のとおりとすることについて、承認を求めるものであります。別段の面積を10アール、設定区域を遠野市全域に設定するものであります。ご審議よろしくお願いたします。   |
| 議 長     | 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。   |
|         | [「なし」と呼ぶ者あり]  |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第77号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  |
|         | [「異議なし」と呼ぶ者あり]  |
| 議 長     | ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり「可」と決しました。  |
| 議 長     | 【日程第10】<br>日程第10、議案第78号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に<br>対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。  |
| 事務局次長   | 21ページです。議案第78号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に<br>対する意見決定についてです。農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、遠野市長から別紙のとおり協議があったので、意見の決定を求めるものです。資料を2点付けてご<br>ざいます。この議案の別紙となります構想の変更案になりますけれども、右上に議案第<br>78号別紙と記載している資料を最初にご覧いただきたいと思ひます。岩手県で新たに<br>農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を作成したことによって、遠野市の基本<br>構想の一部改正が必要になったということで、意見を求められたものです。この別紙<br>の1枚をめくっていただきますと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想<br>という資料になります。この資料が全部で34ページありまして、今回、その改正にな<br>る部分を、説明資料ということで3点ポイントがあるのですけれども、ご審議いた<br>だきたいと思ひます。カラー刷りの資料をご覧いただきたいと思ひます。<br>3点ありまして、1点は年間所得目標額の変更ということで、従たる従事者が110万<br>円から130万円に改正になるという内容です。2つ目は年間労働目標時間の変更とい<br>うことで、主たる従事者が2,100時間から2,000時間、新規就農者が2,100時間から2,000<br>時間に変更という内容になっています。3つ目が営農類型の見直しということで、改<br>正前は個別経営体が17指標、組織経営体が1指標でしたけれども、これを改正後は4<br>つの経営体で、それぞれ13、1、2、4と内容を改めることになっております。<br>具体的には3ページになります。6行目に、主たる農業従事者1人当たり380万円程<br>度、従たる従事者含めた農業所得510万円ということで、510万円から380万円を差し引<br>いて130万円と、その部分が変わるのが1点目になります。その下に主たる従事者1人<br>当たり2,000時間程度とありまして、それが2点目の変更になるところです。それから |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>営農類型の部分は6ページ以降で、6ページから10ページにかけて記載されている内容が変更になる部分になります。そして、従前の構想がどのようになっていたかということで、改正ポイントの後ろに現在の、29年に定められた構想がありまして、今回、5年経って変更するということですが、比較してご覧になっていただければと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>  |
| 議 長     | 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  |
| 4 番 委 員 | 県の見直しにあわせて、ということですが、県の見直しと同じということですか。  |
| 事務局次長   | 改正ポイントの資料に、「主たる従事者及び従たる従事者の年間所得目標額は、県基本方針に対し遠野市の市町村平均から見た人口一人当たりの市民所得水準を乗じたものを参考に設定」ということで、県を参考に市の値にして設定したということになります。  |
| 4 番 委 員 | 市町村の平均から見れば、各市町村違うものなのでしょうけれども、県がそれ以上の数字を出しているのか、市町村全部のものを出しているのか。   |
| 事務局 長   | 県の方の数字等を持ち合わせていないのではっきりとした金額は分かりませんが、3ページのところに、「380万円程度」という表現で記載されておりますので、県の方もそのような表現で設定しているものなので、それによって市の方も設定しているものと考えております。  |
| 議 長     | 藤田委員、よろしいですか。<br>その他質疑ございませんか。   |
|         | [「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第78号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。   |
|         | [「異議なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 長     | ご異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。   |
|         | (休憩)   |
| 議 長     | 会議を再開いたします。  |
| 議 長     | 【日程第11】<br>日程第11、議案第79号、「令和4年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。   |
| 事務局 長   | 22ページです。議案第79号、令和4年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について。令和4年度遠野市農業委員会事業計画等を別紙（案）のとおりとすることについて、承認を求めるものです。<br>議案第79号別紙と右上に書いているものについて説明いたします。毎年、各農業委員会で事業計画を作成しておりますが、令和3年度の事業計画を基に令和4年度計画を作成したものです。変更した部分について読み上げて説明いたします。<br>1の基本方針です。変更部分です。『「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」取組と地域課題の解決に向け、引き続き各地区での話し合いを継続して取り組んで行 |

くとともに、マスタープラン作成時の農地の現状地図を基に、令和7年を目途とする10年後における地域の農地の集積・集約を見据えた「目標地図」の策定に向けた素案の作成を進めていく。』8行目になります。新たに追加部分となります。『特に、農地利用最適化推進委員においては、担当する地域での話合いや個別相談など農業者と積極的な対話を重ね、地域に密着した現場活動を行い、農地利用最適化推進活動の充実を図っていく。』ここが新たに追加されました。

2の主要課題です。(2)の部分が新たに追加されました。『農地利用最適化活動の強化に適切に対応できるよう、地域の実情を踏まえた目標設定と成果の達成、日常活動を含めた活動記録の徹底を図る。また、農業委員会のデジタル化に向けたタブレット端末導入による活動の充実を図る。』と新たに追加してございます。(4)の遊休農地に関連して、ですけれども、3行目になります。『また、遊休農地解消方策のPR活動として、菜の花やエゴマ、ひまわり等地域の実情にあった景観作物の取り組みを検討していく。』の部分を追加してございます。(5)のウも追加です。『eMAFF運用開始による電子申請への対応、タブレット端末利用方法の研修』です。

所掌事務執行計画です。3ページ、3の実態調査等です。『農地を守り活かすため、違反転用及び耕作放棄について、日常の監視活動により状況等を把握し適正な指導を行う。また、区分1(緑区分)・2(黄色区分)に分類される農地の所有者には「農地の利用意向調査」を実施し、区分5に分類される農地の所有者へは耕作再開の意思がないことなどを確認したうえで非農地判断を行う。』と変更しております。

主な事務・事業になります。(6)農地基本台帳整備事務です。『eMAFF地図(旧農地情報公開システム)の最適化に努め、農地、農家に関する基礎的な情報を的確に把握して、農地の権利移動、農業者年金業務、担い手の育成・確保等を図るため農業委員、農地利用最適化推進委員が随時の調査に努める。』と追加しております。(10)の地域農業マスタープランの実現です。ここは目標地図と関係ありますので変更になりました。『地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員は、農地の貸借や売買に係る所有者と借り手、買い手との調整から成立までのマッチングの実践活動を行うとともに、「目標地図」策定に向けた素案の作成を進めていく。』を追加しております。

運營業務の推進方策の部分になります。3の農業委員・農地利用最適化推進委員の目標設定と活動記録の提出です。『農業委員、農地利用最適化推進委員は、農地利用最適化活動の強化に適切に対応するため、地域の実情を踏まえた意欲的な目標を設定し、日常活動を含めた活動記録を毎月提出する。』という部分を変更しました。

続きまして2つ目になります。別紙様式1、令和4年度最適化活動の目標の設定等。2枚物になります。

農業委員会の状況、4月1日現在。1番と2番に関しては統計的な数字ですのでこちらをご覧くださいと思います。

最適化活動の目標。(1)農地の集積、①現状ですけれども、これまでの集積面積2,790ha、集積率39.5%は12月末現在の数値ですが、今、集計中ですので変更になった場合こちらでも変更になります。目標は集積率65%となっていますので、これに合わせた数値ということで今年度は1,792haで、今年度末で4,582haを目標として数字を合わせていました。あとは遊休農地の解消、新規参入の促進となっています。一番大きなところで、最後のページとなりますけれども、この後検討会の方でも話しますけれども、1人当たりの活動日数が毎月10日という目標を示しました。(2)の活動強化月間の設定目標ということで3つ以上という指定がありましたので、6月は農地の集積ということでの話し合い。7月は遊休農地の解消ということで農地パトロール。8月は新規参入の促進、県主催で新規参入相談会というのがあるのですが、新農業人フェアinいわてへの参加で新規就農者の勧誘を行う。11月は農地相談会ということで、毎年各地区で相談会を実施しております。

以上で、4年度の事業計画等の説明を終わります。

事務局次長

もう1点、別紙様式2になりますけれども、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になります。これは3年3月の総会で令和3年度の活動計画ということで設定しましたので、それに対する点検・評価ということになります。この



|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>様式で点検・評価を行うのは今回が最後となります。</p> <p>1 番につきましては統計的な数字となります。令和3年度の始まりの部分となります。記載しておりますのでご覧いただければと思います。</p> <p>2 ページ以降が各活動に対する令和3年度の数字となります。</p> <p>2 番が担い手への農地の利用集積・集約化となります。先ほど局長が説明したとおり、同じなのですけれども現在集計中ということで12月時点の数字が入っております。2,790haで39.5%というのが遠野市の集積率となります。この後3月末での数字がありましたらその時点で切り替えることとなります。令和3年度の目標及び実績ということで、先ほどの2,790haが集積実績ですので目標として65%から割り返しますと75%の達成率ということとなります。</p> <p>3 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規関連です。30年度を元年、起源として記載しながら、3年度の目標及び実績となります。参入実績は3団体。認定新規が2経営体、地域推進班で新たに見つけたのが1経営体で合計3経営体。この3経営体の面積実績が7.7haとなっています。目標に面積の定めがないので率は出ておりません。</p> <p>4 ページ、4 番、遊休農地に関する措置に関する評価。遊休農地面積（B）というのが遊休農地A判定の総数となります。7.2haということで割合は0.10%となっております。令和3年度の解消実績ですが、これは再生協で3.0haと目標を定め、1.4haの実績となっております。毎年度再生協の数字を使っております。内情を農林課から教わったのですが、新型コロナの影響もあって、あと2経営体が解消に取り組むところがあつたそうですが手が回らなくてということで、今回はこのような実績となっております。農地パトロール関係になりますけれども、活動実績欄に記載しております。実数は60人で取り組みまして、利用意向調査のA判定1号遊休農地が51筆、面積が7.2haに対して利用意向調査を発出しております。</p> <p>5 ページ、5 番、違反転用への対応。違反転用は0haとなっております。</p> <p>6 番、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。3条は1年間の処理件数が109件、すべて許可になっております。農地転用、4条と5条は合計で1年間50件となっております。農地所有適格法人からの報告への対応、報告書を出すべき法人が13ありまして、13法人すべてから報告書の提出がありました。情報の提供等ということで賃借料情報の調査・提供が239件、令和4年3月に農業委員会だより、ホームページで公表しております。農地の権利移動調査ということで、基盤法と3条等での賃借を調査しておりまして、2,171件となります。令和4年3月に国と県に報告しております。農地台帳の整備ですが、台帳の面積は6,783haですけれども、年1回住基情報と固定資産と突合した土地の情報を書き換えまして、あとは毎月の総会案件を更新しております。</p> <p>最後のページです。地域農業者からの主な要望・意見ということで、処理した部分はありませので空欄となっております。</p> <p>事務の実施状況の公表ですが、総会議事録はホームページに公表しておりますし、活動の点検・評価ということで、今ご覧になっているものですがけれども、これもホームページで公表になっております。</p> <p>説明は以上になります。</p> |  |
| 議 | 長   | 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。                                |
|   |   | [「なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 | 長   | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第79号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 |
|   |   | [「異議なし」と呼ぶ者あり]   |
| 議 | 長   | ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり「可」と決しました。                       |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | <p>【日程第12】<br/>日程第12、議案第80号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部改正について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>  |
| 農 地 係 長 | <p>議案第80号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定についてであります。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定するものとする。改め文読み上げます。<br/>遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱の一部を次のように改正する。<br/>第2条第1項及び第2項中「要綱」を「告示」に改め、同項第2号中「第32条第1項第1号の規定に該当する」を「第29条第1号に規定する」に改める。<br/>第3条中「、現状変更を行うに当たって」を削り、同条第1号中「道水路等」を「道水路等」に改める。<br/>第5条第2項中「農業委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加え、同条第3項第2号中「恐れ」を「おそれ」に改める。<br/>第6条中「ときには」を「ときは」に改める。<br/>様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。<br/>附則、この告示は、令和4年3月告示日から施行するものであります。<br/>提案理由といたしましては、農地法施行規則の一部改正に伴い農地の現状変更の定義等を改めるとともに、様式中の押印欄を廃止しようとするものであります。<br/>ただいま申し上げました内容につきましては、別添資料の新旧対照表の赤字の部分が改正部分でありますのでこちらをご覧くださいと思います。説明は以上となります。ご審議よろしく願います。</p> |
| 議 長     | <p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>  |
| 17番委員   | <p>17番、河内です。こちらの資料で「㊟」をなくすということですがけれども、こちらの場合は自筆であればいいという意味合いなのか、自筆でなくても有効ということなのか確認をとりたいです。</p>  |
| 農 地 係 長 | <p>お答えいたします。基本的には署名により求めるものであります。仮に記名であっても有効として、押印がなくても届出は受領することといたしております。この取り扱いについては市の各種届出の取り扱いに準じて行うものとしております。</p>  |
| 議 長     | <p>17番、河内委員、よろしいですか。</p>  |
| 17番委員   | <p>はい、結構です。</p>   |
| 議 長     | <p>その他、質疑ございませんか。<br/>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議 長     | <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第80号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。<br/>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議 長     | <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり「可」と決しました。</p>   |
| 議 長     | <p>【協議事項】<br/>協議第1号、「遊休農地解消活動について」協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>  |
| 事務局次長   | <p>協議第1号、遊休農地解消活動についてです。資料を2種類お配りしておりました。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>A 4 版の資料と、参考として令和 3 年度のエゴマの栽培活動についてということでお渡ししておりました。3 月 18 日に開催しました農政専門委員会と女性業務検討会でエゴマとか、令和 4 年度の取り組み関係を協議いただきまして、令和 4 年度の活動についてご提案するものです。</p> <p>令和 4 年度の活動はエゴマ、菜の花、ヒマワリ、その他と内容を広げたというか、下にこれまでの活動ということで 23 年度から記載しておりますけれども、2 年度までは菜の花とエゴマで、3 年度からかぼちゃとヒマワリとかそれぞれ各地区の実情に合わせて取り組みを広げようということで、それを継続したような形で令和 4 年度もエゴマ、菜の花も継続で、それから各地区でヒマワリ、その他にも取り組むという内容でご提案するものです。各地区で取り組む際に活動費というか、資材等の経費にいくらか出ないものかという要望意見もありましたので、エゴマの会計から 3,000 円を上限として資材等の領収書に基づいてお支払いしたいという内容でございます。それから、昨年度にヒマワリに取り組んだところではヒマワリの種であったり、菜の花の種もご提供いただけるということで、そういった種を活動の趣旨とか栽培方法の本も付けて希望する地域の方、市民の方にも分けて活動を広げていこうという内容としております。その下に記載しておりますけれども、経費の領収書と任意の作業報告書の提出によってお支払いをします。それから、菜の花とヒマワリの種につきましては 4 月 7 日までに事務局に提出いただいて、取り組んで行こうという内容でございます。</p> <p>以上ご提案します。ご協議よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長     | 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。   |
| 4 番 委 員 | 4 番、藤田です。●●●で昨年ヒマワリを栽培しましたが、経費等について農政専門委員会等で案が出たということはいいいことだと思いますけれども、3,000 円を上限ということですが、上限ではなく 3,000 円にしてもらいたいなと思います。取り組んだ地域は 3,000 円で、全部取り組めば納得しますけれど全部ではないようですので、取り組んだところには 3,000 円あげますということにしてもらえれば助かると思いますが、そういう要望です。  |
| 議 長     | 3,000 円定額でということですね。   |
| 事 務 局 長 | 答えになるかどうかちょっと分かりませんが、先ほど次長が話したように、エゴマの会計の方から 3,000 円を上限ということで会議上では決めたということで、確かに 3,000 円お出しするのが一番だと思いますが会計的に領収書等必要になりますので、上限 3,000 円もらえるためには 3,000 円の領収書を用意していただければ 3,000 円還付することができますので、3,010 円とか 3,020 円とかの領収書をいただければ 3,000 円になるということなので、その辺はご理解いただいて事業推進していただければと思います。  |
| 議 長     | <p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>   |
| 議 長     | <p>会議を再開します。</p> <p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>  |
| 議 長     | 質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第 1 号、「遊休農地解消活動について」は提案のとおりとすることといたします。   |
| 議 長     | <p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 18番委員 | <p>18番、奥友です。会長が議長なので代わりに私が申し上げますけれども、運営委員会からのお知らせです。</p> <p>内容は、3月17日、農政専門委員会の際に委員の方から、運営委員会って毎月やっているのだけれどもどんなことを話しているのかというような、今まで一度も運営委員会ではこうですという話を聞いたことがない、何をやっているのかというような、縮めていうとそういうことなのですが、そういう話がありました。そのとき、運営委員は私しかいなかったのので答えたのですが、運営委員会で法に諮って、別に内容を隠しているわけではないですから、委員の皆様にお伝えできる情報があれば運営委員会ではこうでしたとか、こういうことを検討していますとか、そういうことを話してはどうかと、一昨日の運営委員会で皆さんの方に相談をかけました。結論的には、運営委員会としましては特に隠し立てするようなこともありませんし、元々、運営委員会自体が、固いことを言うと、農業委員会規則があつてその中に、運営委員会は総会とか専門委員会の円滑な運営を図るための前準備みたいなことだと、役目としては。その他に重要事項というのはありませんので、総会に報告しなさいという約束事はありませんけれども、皆さんに情報としてお伝えできる部分は、これは皆に話しておいた方がいいとかいうようなことがあれば、総会で説明なり提案なりといったことを今後して行きたいなというお知らせです。内容的には今言ったように、総会で審議する議案について、手際を含めて、おかしなところはないかとかいうことを皆で協議して、総会が円滑に進むように前準備がメインですけれども、それをいちいちやりましたということは、総会の議案を見れば分かりますから、それはいちいち言いませんけれども、皆さんに今言いましたように情報をお伝えしますと言いましたけれども、どれだけ伝えたい情報があるかはその時にならないと分かりません。ということで、そういうことがあれば今後は意識して、皆さんの方にお伝えするようにいたします。</p> <p>以上お知らせです。</p> |
| 議長    | <p>はい。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶ者あり】</p>   |
| 議長    | <p>事務局から。</p>   |
| 農地係長  | <p>すみません、毎回お願いしておりましたが、農業者年金の加入推進で、個別訪問を行っていただいたり、電話等での声かけをしていただいた方々については、加入推進記録簿、これは加入の実績に関わらず出していただきたいので、本日締め切りということで2月をお願いしておりましたので、ご記載している方々については今日いただきたいですし、活動したけれどもまだ記入されていない方々については完成次第農業委員会事務局にご提出いただきたいと思っております。ちなみに、今年度につきましては新規加入者が今のところゼロになっております。色々とお声かけしているのですが、米価の下落等で収入が大分落ち込んでいるということもあって、こういう状況を見ますとなかなか難しい面もあるなど今年は見えておりました。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長    | <p>はい。その他、事務局から。</p>  |
| 事務局   | <p>ありません。</p>   |
| 議長    | <p>【閉会】<br/>ご苦勞様でした。以上をもちまして第159回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p>  |

午後 3 時25分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 25 日

遠 野 市 農 業 委 員 7 番 \_\_\_\_\_

同 9 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 8 番 \_\_\_\_\_

